

## 自治体の助成制度

◇助成制度を活用される場合は、必ず事前に各実施機関に直接お問い合わせ下さい。

◇下記の他にも助成制度がある場合もあります。各市町村等の窓口へご照会下さい。

実施機関	名称	助成概要	担当課	電話番号
岩手県	盛岡市 盛岡市中小企業者人材育成事業補助金	・中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当する者であって、市の区域内に主たる事業所を有し、かつ市税を滞納していない者 ・受講料の50%（限度額10万円）	商工労働部・経済企画課	019-613-8389
	花巻市 花巻市企業競争力強化支援事業補助金	・市内の中小企業者 ・受講料、交通費、宿泊費の50%（限度額15万円）	商工観光部商工労政課	0198-41-3536
	奥州市 奥州市ものづくり産業育成事業補助金	・①市内に事業所を有する製造業を主として営む中小企業者であって、納期の到来した市税を完納しているものであること ②構成員の2/3以上が市内中小企業者によって組織される団体であって、これらの市内中小企業者がそれぞれ納期の到来した市税を完納しているものであること ・受講料、交通費、宿泊費、教材費等の50%（限度額10万円）	商工観光部企業振興課	0197-24-2111
	北上市 北上市ものづくり生産性向上人材育成支援補助金	・市内に事業所を有するものづくり中小企業者であって、納期の到来している市税を滞納していない者であること ・受講料・講師謝金の2分の1（限度額5万円）	商工部産業雇用支援課 工業係	0197-72-8242
秋田県	大仙市 人材獲得応援補助金	・市内の中小企業、個人事業主等の社員（農業を除く） ・受講料・書籍購入費・講師料の50%（限度額40万円）	企業商工課	0187-63-1111
	鹿角市 産業人材育成支援事業補助金	・市内に主要な事業所や活動拠点を有する中小企業者、社会福祉法人、医療法人、企業組合、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人で市税を滞納していない者。 ・受講料、受験料は2分の1以内。交通費、宿泊費は3分の1以内。 それぞれ千円未満は切捨て（限度額 法人等20万円、個人事業主10万円）	産業部・産業活力課	0186-30-0250
山形県	上市市 上市市中小企業人材養成事業補助金	・市内で製造業を営む中小企業 ・受講料の50%（限度額3万円）	商工課	023-672-1111
	山形市 山形市中小企業人材養成事業費補助金	・山形市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者 ・受講料の50%	商工観光部雇用創出課 (内線418)	023-641-1212
福島県	二本松市 二本松市事業所等人材育成補助金	・市内で1年以上事業を営んでいる事業所等 ・受講料、テキスト代、旅費の50%（限度額：受講者1人につき10万円、同一事業所等につき年間50万円）	産業部商工課	0243-55-5120
	須賀川市 須賀川市中小企業等人材育成補助事業	・中小企業者（経営者・管理者・従業員）、事業協同組合等又は事業協同組合等の構成員 ・国県の研修機関及び専門教育機関が主催して行う2日以上の研修事業に参加する場合 ・受講料、旅費、宿泊費の2/3（限度額40万円）	経済環境部商工課	0248-88-9143
	会津若松市 人材育成事業補助金	・中小企業者 ・受講料、交通費、宿泊費、資料代、講師謝礼、会場借上費の50%（限度額10万円）	観光商工部商工課	0242-39-1252
	南相馬市 南相馬市魅力ある職場環境づくり事業補助金	・市税未滞納の市内中小企業者の従業員（事業主・役員を含む）、職場のマネジメントに係る研修等が対象 ・受講料、交通費、宿泊費の50%（限度額30万円）	商工労政課	0244-24-5346
	郡山市 人材育成補助金	・市内中小企業者とその従業員、組合とその組合員 ・受講料の50%、宿泊費（中小企業大学校寮のみ対象）の50%（限度額1事業者30万円/年）	産業観光部産業政策課	024-924-2251
	喜多方市 あきない人材育成事業補助金	・市内の中小企業者 ・1人3万円まで全額、超える場合は超過額の2分の1を加算（限度額1人1回5万円）	産業部商工課	0241-24-5233